平成２６年（フ）第３６９号
大阪府岸和田市下松町２丁目５番23―603号
債務者　武田　一繁
1　決定年月日時　平成26年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
札幌市北区北27条西10丁目４番22号
債務者　林　　政則（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６４号
札幌市豊平区平岸４条４丁目６番８号　中川ハイツ103号
債務者　漆原　正希（旧姓齋藤）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９６５号
札幌市豊平区平岸４条４丁目６番８号　中川ハイツ103号
債務者　漆原　寿子（旧姓三並）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１３１号
札幌市西区発寒８条11丁目２番１―106号
債務者　井形　牧子（旧姓幸田）
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１５１号
札幌市白石区菊水６条１丁目４番21号　パーフェクトＴＡＭＡＩ―101号
債務者　山口　大介
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０号
北海道古宇郡泊村大字盃村字山小崎179番地の１
債務者　西川義志登
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２６年（フ）第９号
北海道檜山郡上ノ国町字湯ノ岱440番地
債務者　加賀　和彦
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２６年（フ）第５号
北海道留萌市花園町３丁目３番21号
債務者　薄井　智子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２６年（フ）第６号
北海道留萌市錦町２丁目３番１―201号ポート88
債務者　吉田ゆうか
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２６年（フ）第４４号
福島県南会津郡只見町大字只見字田中1209番地の３、前住所千葉県市原市ちはら台２丁目20番２　ファミールハイツ６―407
債務者　目黒　　卓
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
群馬県高崎市吉井町小串389番地　カーサモレラ201号
債務者　篠崎　　敦
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１０３号
千葉県香取郡多古町高津原1283番地４
債務者　菅澤　　亨
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第２８１号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1237番地　手島工業内
債務者　柴田　　浩
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２０１号
静岡県裾野市佐野1383番地の１
債務者　藤原　一雄
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
静岡県裾野市佐野1383番地の１
債務者　藤原　洋子
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地14棟302号
債務者　西村みづき
1　決定年月日時　平成26年８月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部